

令和5年6月29日
公立大学法人福知山公立大学

福知山公立大学学友会等資産横領事案に係る横領事案(追加)の判明について

本学は、去る令和5年4月18日、福知山公立大学学友会及び福知山公立大学教育後援会の資産を横領した当時の専任職員（以下「元職員」）に対する懲戒処分を行ったところです。

その後、再発防止策の検討とあわせて開学以降の学友会及び教育後援会の会計処理の再点検を行ったところ、元職員が学友会の会計処理において別の横領を行っていたことが判明いたしました。

改めて関係者の皆様に深くお詫び申し上げるとともに、再発防止のための会計処理適正化にむけ全力で取り組んでまいります。

記

1 公表済みの横領事案の概要

令和3年度において、当時事務局学務・学生支援グループ(学生担当)に所属していた元職員が、大学が管理する学友会及び教育後援会の資金を令和3年6月9日及び10月8日の二度にわたり不正に処理し、現金1,075,000円を横領したため、元職員に対して令和5年4月18日付けで懲戒処分(懲戒解雇)を行った。なお被害額は元職員より全額弁済を受けた。

本件は本学ホームページに概要を掲載するとともに記者会見を開催した。また4月中に全学生対象の説明会、全保護者対象の説明会を開催した。

2 元職員による横領事案(追加)について

懲戒処分のあと、令和5年4月26日付で外部有識者を交えた会計処理適正化検討委員会を設置し、学友会及び教育後援会を中心に会計処理の適正化策を検討することとあわせて、開学以降の学友会及び教育後援会の会計処理の再点検を行った。

その結果、元職員が令和3年度から4年度にかけて学友会公認学生団体の解散に伴う返還金3件(合計113,837円)を不正に処理して横領したことが判明した。元職員はその事実を認め横領額を弁済した。

(元職員による追加の横領事案の概要)

時期	横領額	内容
令和3年7月20日	53,100円	公認学生団体の2団体の学生が、解散返還金としてそれぞれ事務局に持参した現金を、学友会会計に入金することなく横領した。
令和3年8月23日	10,737円	
令和4年5月27日	50,000円	在学時に公認団体の責任者を務めていた卒業学生に対し、元職員が解散返還金の名目で大学宛に現金を送金するよう指示した。卒業学生は手元に団体通帳がなく自己資金でこれに応じ、元職員は送られた現金を横領した。

【学友会から公認学生団体への活動補助金】

学友会は公認学生団体に対し年間 50,000 円を上限に活動補助金を交付しており、団体が解散や休止した際に補助金の未執行残額がある場合は、学友会に返還をすることとしている。

3 再発防止に向けた今後の対応

会計処理適正化検討委員会では、事案発覚後より、学友会、教育後援会会計においても大学の本体会計に準じて次のような改善に取り組んだ。

- ① 起案者と支出者の担当グループの分離
- ② 現金の取り扱い廃止
- ③ 電子決裁の導入

上記に加えて、今後も各種業務フローの作成、関係規程の整備、ネットバンキングの導入などに取り組むほか、法人全体では公益通報窓口の増設などに取り組んでいく。

これらを取りまとめて、7月末を目途に会計処理の適正化策の提言書を取りまとめて公表する予定である。